

## 千葉市子ども医療費助成制度の変更について

日頃より、本市の子育て施策に多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、千葉市では、令和5年8月診療分から、下記のとおり子ども医療費助成制度の変更を行うこととなりました。

- ・院外処方せんにより薬局で薬を受け取った場合の保護者負担額を無料化
- ・第3子以降の保護者負担額を無料化
- ・千葉県の制度改正に合わせて保護者負担額の月額上限（通院6回目以降、入院11日目以降無料）を導入

各医療機関、各保険薬局におかれましては、導入されているレセプトコンピューターを適合していただくとともに、令和5年8月診療分以降の自己負担額については、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。（このお知らせは、社会保険診療報酬支払基金を通じて各医療機関へ送付しております。本内容に関する問い合わせは、千葉市へお願いします。）

### 1 公費負担者番号別の自己負担額

○変更後(令和5年8月診療分から)

年齢(学年)	0歳～小学校3年生			小学校4年生～中学校3年生		
	通院	入院	調剤	通院	入院	調剤
83120014	0円	0円	0円	0円	0円	0円
83122010	第3子以降 0円			第3子以降 0円		
83123018	300円	300円	0円	-	300円	-
83124016	300円	300円	0円	-	300円	-
83125013	-	-	-	500円	-	0円
83128017	第3子以降 0円			第3子以降 0円		

※市民税所得割が非課税の方は、これまでどおり無料です。

※通院6回目、入院11日目以降は無料です。

○変更前(参考・令和5年7月診療分まで)

年齢(学年)	0歳～小学校3年生			小学校4年生～中学校3年生		
	通院	入院	調剤	通院	入院	調剤
83120014	0円	0円	0円	0円	0円	0円
83123018	300円	300円	300円	-	300円	-
83124016	300円	300円	300円	-	300円	-
83125013	-	-	-	500円	-	500円

### 2 受給券の記載内容

【新】

子ども医療費助成受給券									
公費負担者番号	通院調剤	8	3	1	2	5	0	1	3
	入院	8	3	1	2	3	0	1	8
受給者番号									
子ども	住所								
	氏名								
	生年月日								
有効期間									
自己負担	通院	通院1回につき500円 同一医療機関、同月6回以降自己負担金無料							
	入院	入院1日につき300円(1日の入院から有効) 同一医療機関、同月11日以降自己負担金無料							
	保険調剤	無料							
千葉市長 印									

※令和5年8月から新しい受給券に切り替わります。

8月からの受給券は、7月下旬に発送するため、窓口では有効期間と自己負担の欄をよくご確認ください、対応をお願いします。

- ①通院と調剤の番号は共通です。(変更なし)
- ②月額上限についての文言が記載されます。
- ③自己負担の保険調剤欄に「無料」と記載されます。
- ④第3子以降の対象者は通院、入院、保険調剤欄に「無料」と記載されます。(点線は表示されません)

(問い合わせ先)

千葉市子ども未来局子ども未来部子ども企画課

電話 043-245-5178

E-mail kikaku.CFC@city.chiba.lg.jp